



2026年2月中和地協街宣活動

労働時間の上限 ルール知ってますか

2月27日(金)連合一斉アクションとして、近鉄五位堂駅前で行った街宣活動を行いました。

労働時間の基本ルールは「1日8時間、週40時間以内」です。労働者は使用者と「36協定」を結んだうえでの、残業時間は1か月45時間以内、年360時間以内です。

36協定の特別条項を結べば、休日労働を含めて月100時間未満、年720時間以内が例外として認められます。

じゃあ毎月残業 100時間はOKなのかな？



残業は収入を増やすために行うものではないのです。100時間未満まで働くことができる仕組みですが、100時間は過労死判断のボーダーラインと同じです。残業はあくまでも上司からの指示でおこなうもの。残業手当なしで安心して暮らすことができる賃金の確保が重要になります。

連合は3月6日をAction36として36協定について考える日としています。春闘時期に賃上げ、働き方の見直し、36協定の締結など働きやすい職場に向けて取組みましょう。春季生活闘争は労働者みんなで取組みを進めていくのが大切なのです。

中和労福協で大和川一斉清掃に参加



3月1日(日)ろうきん高田支店に集合し大中公園、高田川周辺の清掃活動を行いました。一斉清掃の取組みに多くの市民らも参加されました。

